

東京都立学校シニア英語等指導助手募集要項

項 目	内 容
職名	東京都立学校シニア英語等指導助手
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	採用日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※ 採用日は令和 8 年 7 月下旬から 8 月上旬になる予定です。(令和 8 年 3 月から採用日までは内定者として扱われます。) ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 <u>なお、期間を定めた任用であり、令和 9 年 3 月 31 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	都立高等学校、中学校、小学校及び中等教育学校
職務内容	(1) 東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所属を命じた東京都立学校（以下「所属校」という。）又は所属校の校長（以下「所属長」という。）が出張を命じた所属校以外の東京都立学校（以下「兼務校」という。）における英語等担当教員（以下「教員」という。）の行う英語等の授業の補助に関する事。ただし、兼務校は教育委員会が指定する。 (2) 所属長又は兼務校の校長の指定した教員の指示による英語等指導教材の作成に関する事。 (3) 所属長又は兼務校の校長の指示による教員に対する研修の補助に関する事。 (4) 所属長又は兼務校の校長の指定した教員の指示による特別活動等の指導に関する事。 (5) 所属長又は兼務校の校長の指定した教員の指示による留学・海外大学進学に関する生徒への指導に関する事。 (6) 所属長又は兼務校の校長の指示による国際交流活動への協力に関する事。 (7) 所属長又は兼務校の校長の指示によるスピーチコンテスト・ディベートコンテストへの協力や教員に対する研修の補助に関する事。 (8) 東京都立学校英語等指導助手への支援・助言 (9) 教育委員会の行うグローバル人材育成支援事業に関する支援・助言 (10) その他所属長又は兼務校の校長の指示する事項及び教育委員会が必要と認める事項に関する事。
応募資格・求められる能力	1 次のアからキまでを全て備え、かつ、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者 ア 英語等を母語とする者又は同等の能力を有すること。 イ 原則、海外での在留経験を有すること。 ウ 在留期間の終期が令和 9 年 3 月 31 日以降であるか、又は、確実に在留期間を更新し、令和 9 年 3 月末まで在留する見込みであること。

	<p>エ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 2、別表第 1 の 2 及び第 2 により、「教育」、「定住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」の在留資格を取得しているか、又は、これ以外の在留資格であっても、入管法第 19 条第 2 項により資格外活動の許可を受け、シニア英語等指導助手としての活動を行うことを認められた者であること。</p> <p>オ 東京都立学校英語等指導助手を 5 年以上経験（見込みも含む）し、優れた能力をもつ者及びそれと同等の経験・能力をもつ者（※）であること。</p> <p>カ 外国語としての英語等の教育に関心があり、教育に携わる意欲をもつとともに、学校における教育に携わるのに特にふさわしい者であると所属長又は所属していた学校・機関等の所属長等の推薦を得られた者であること。</p> <p>キ 英語等使用国の大学卒業程度の資格を有するか、それと同程度であること。</p> <p>2 次のアからカに示す欠格事由の全てに該当しない者</p> <p>ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>イ 東京都職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者</p> <p>ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>オ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者</p> <p>カ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 7 項により規定される特定性犯罪の前科がある者</p> <p>※ 1 東京都立学校英語等指導助手を 5 年以上経験（見込みも含む）し、優れた能力をもつ者とは、令和 4 年 2 月以前の来日者を指します。</p> <p>※ 2 それと同等の経験・能力をもつ者とは、概ね、次のような者を指します。</p> <p>(1) 学校（日本国内・国外は問わない）において、教員として英語等の指導に従事し、概ね 7,500 時間以上の勤務時間を有すること。</p> <p>(2) 日本国内における小学生・中学生・高校生相当の学齢の英語を母語等としない児童・生徒を対象に、英語等の指導に従事し、概ね 7,500 時間以上の勤務時間を有すること。</p> <p>※ (1) 及び (2) 等の勤務時間数は通算して概ね 7,500 時間以上を満たせばよい。</p>
勤務日数	月 16 日

勤務時間	1日7時間45分で勤務する学校と協議して定める時間
休憩時間	勤務時間の途中で45分間の休憩時間がある。
休暇等	<p>(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p> <p>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p>
報酬額	<p>月額 360,000円</p> <p>通勤手当相当額を別途支給(上限150,000円/月)</p> <p>※ 原則として毎月15日支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p>
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険等加入
応募方法等	<p>【選考方法】</p> <p>■一次選考(書類選考)</p> <p>以下の書類による選考を行います。</p> <p>(1) 現に東京都立学校英語等指導助手の職にある者</p> <p>ア 会計年度任用職員申込書(第1号様式)</p> <p>イ エントリーシート</p> <p>ウ 校長による推薦書</p> <p>エ 特定性犯罪歴に関する申告書</p> <p>(2) 現に東京都立学校英語等指導助手の職にない者</p> <p>ア 会計年度任用職員申込書(第1号様式)</p> <p>イ エントリーシート</p> <p>ウ 推薦書</p> <p>※推薦書の記載者(所属していた学校・機関等の代表者・上司・友人等)は問いません。推薦書の依頼が難しい場合は、自己推薦として、御自身で作成してください。</p> <p>エ 応募要件を満たすことを示す証明書類(在職証明書等)</p> <p>※応募資格・求められる能力に記載のある職務に概ね7,500時間以上の勤務時間があることが分かる書類を用意してください。</p> <p>オ 特定性犯罪歴に関する申告書</p> <p>■二次選考(面接)</p> <p>一次の書類選考に加え、面接を行い、総合評価により、内定者を決定します。</p> <p>【応募方法】</p> <p>以下の書類を、記録残る郵便(簡易書留・特定記録)で郵送してください。</p>

	<p>(1) 現に東京都立学校英語等指導助手の職にある者</p> <p>ア 会計年度任用職員申込書（第1号様式）</p> <p>イ エントリーシート</p> <p>ウ 特定性犯罪歴に関する申告書</p> <p>※推薦書は学校より提出します。</p> <p>(2) 現に東京都立学校英語等指導助手の職にない者</p> <p>ア 会計年度任用職員申込書（第1号様式）</p> <p>イ エントリーシート</p> <p>ウ 推薦書</p> <p>エ 応募要件を満たすことを示す証明書類（在職証明書等）</p> <p>オ 特定性犯罪歴に関する申告書</p> <p>(郵送先)</p> <p>〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号</p> <p>東京都庁第二本庁舎14階</p> <p>教育庁 グローバル人材育成部 国際教育企画課</p> <p>【応募期限】</p> <p>令和8年2月27日（必着）</p> <p>※面接は、東京都内で対面により行います。（海外・遠隔地であってもオンラインによる面接は認めません）</p> <p>※応募に係る全ての費用は応募者にて負担していただきます。</p>
<p>特記事項</p>	<p>1 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</p> <p>2 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。</p> <p>3 このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。</p>
<p>問合せ</p>	<p>教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課国際教育企画担当</p> <p>電話 03-5000-7033</p> <p>メールアドレス S0311301@section.metro.tokyo.jp</p>

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。